

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和8年9月18日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称
交野市私部西一丁目1303番1ほか
じゃんぼスクエア交野
- 2 法第5条第3項の規定による公告をした日
令和8年3月13日（令和8年大阪府告示第397号）
- 3 交野市の意見の概要
 - (1) 店舗周辺の道路及び出入口について、来店車両による渋滞が発生しないよう対策を講ずること。
 - (2) 店舗周辺の交野市自転車等の放置防止に関する条例に基づく放置禁止区域における迷惑駐輪について、道路管理者と協議の上、対策を講ずること。
 - (3) 騒音の発生源となり得る施設の設置については、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことがないよう配慮し、駐車場からの騒音については、遮音及び防音の対策を講ずること。
 - (4) 荷さばき作業及び廃棄物の収集作業に伴う騒音防止のため、収集業者の教育及び管理に努め、夜間及び早朝における作業を避けるなど配慮するとともに、作業場所及び施設構造についても遮音及び防音等の配慮を行うこと。
 - (5) 不要なアイドリング及び商業宣伝を目的とした拡声機等の使用等に関する規制について、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準を遵守すること。
 - (6) 特定施設や届出施設の設置、変更又は廃止等について、必要な手続を行うこと。
 - (7) 騒音規制法に基づく規制基準を遵守すること。
 - (8) 廃棄物について、散乱し、又は悪臭が発生しないよう、適切な管理及び保管を行うこと。
 - (9) 周辺道路等の公共の場において、来店客等がごみを投棄しないよう店内掲示等により周知すること。
 - (10) 通学時間帯における来客等の動線や従業員が作業を行う時間帯の工夫、交通誘導の実施等により、児童及び生徒の安全確保に努めること。
 - (11) 大阪府青少年健全育成条例を遵守し、防犯カメラの設置や警備員の巡回等、防犯対策を検討すること。
 - (12) 法第8条第1項に規定する事項以外の事項に係る意見
- 4 意見の縦覧の期間及び方法
 - (1) 期間

令和8年9月18日から同年10月19日まで

(2) 方法

ア インターネットの利用による縦覧

大阪府の大規模小売店舗立地法に係るホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110060/shogyoshien/daikibokouritenpo/index.html#todokedejoukyou>)

イ 書面による縦覧

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課